

18 浦賀町地区地区整備計画区域

| 制限事項 | | 計画地区 | | | |
|------|-----------|---|--|---|---|
| | | 低層住宅A地区 | 低層住宅B地区 | 低層住宅C地区 | 低層住宅D地区 |
| (1) | 建築物の用途の制限 | <p>一戸建ての住宅、一戸建ての診療所兼用住宅(患者の収容施設を有するものは除く。)、集会所、法別表第2(い)項第9号に規定する公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの</p> | <p>一戸建ての住宅、一戸建ての兼用住宅(事務所並びに日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店並びに理髪店、美容院、クリーニング取次店、貸衣装屋、貸本屋、洋服店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービスを営む店舗並びに自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの並びに学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設並びに美術品又は工芸品を製作するためのアトリ</p> | <p>一戸建ての住宅、法別表第2(い)項第9号に規定する公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの</p> | <p>一戸建ての住宅、一戸建ての兼用住宅(事務所並びに日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店並びに理髪店、美容院、クリーニング取次店、貸衣装屋、貸本屋、洋服店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービスを営む店舗並びに自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの並びに学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設並びに美術品又は工芸品を製作するための</p> |

| | | | | | |
|-----|---------------|--|--|--|--|
| | | | エ又は工房並びに診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)を兼ねるものに限る。)及びこれらに附属するもの | | アトリエ又は工房並びに診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)を兼ねるものに限る。)、集会所及びこれらに附属するもの |
| (2) | 建築物の容積率の最高限度 | | | | |
| (3) | 建築物の建蔽率の最高限度 | | | | |
| (4) | 建築物の敷地面積の最低限度 | 125平方メートル | 125平方メートル | 150平方メートル | 150平方メートル |
| (5) | 壁面の位置の制限 | 0.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 敷地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が | 0.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 敷地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が | 1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 隣地境界線に面する外壁等で窓等の開口部を設けな | 1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 隣地境界線に面する外壁等で窓等の開口部を設けな |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|
| | | <p>3メートル以下であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 附属建築物の自動車車庫</p> | <p>3メートル以下であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 附属建築物の自動車車庫</p> | <p>いもの又は窓等の開口部に目隠し等を設けたもので、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.75メートル以上であるもの</p> <p>イ 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>ウ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方</p> | <p>いもの又は窓等の開口部に目隠し等を設けたもので、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.75メートル以上であるもの</p> <p>イ 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>ウ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方</p> |
|--|--|--|--|---|---|

| | | | | | |
|-----|---------------------------|--|--|--|--|
| | | | | メートル以内 であるもの エ 附属建築物 の自動車車庫 で、軒の高さ が2.3メート ル以下で、か つ、床面積の 合計が7.5平 方メートル以 内であるもの | メートル以内 であるもの エ 附属建築物 の自動車車庫 で、軒の高さ が2.3メート ル以下で、か つ、床面積の 合計が7.5平 方メートル以 内であるもの |
| (6) | 建築物の 高さの最 高限度 | 軒の高さは地盤面 から7メートル(地 階を除く階数は2 以下とする。) | 軒の高さは地盤面 から7メートル(地 階を除く階数は2 以下とする。) | 軒の高さは地盤面 から7メートル(地 階を除く階数は2 以下とする。) | 軒の高さは地盤面 から7メートル(地 階を除く階数は2 以下とする。) |
| (7) | 建築物の 形態又は 意匠の制 限 | | | | |
| (8) | へい等の 構造の制 限 | へい等で道路に面 するものは、網状 その他これに類す る形状のもの | へい等で道路に面 するものは、網状 その他これに類す る形状のもの | へい等で道路に面 するものは、網状 その他これに類す る形状のもの | へい等で道路に面 するものは、網状 その他これに類す る形状のもの |